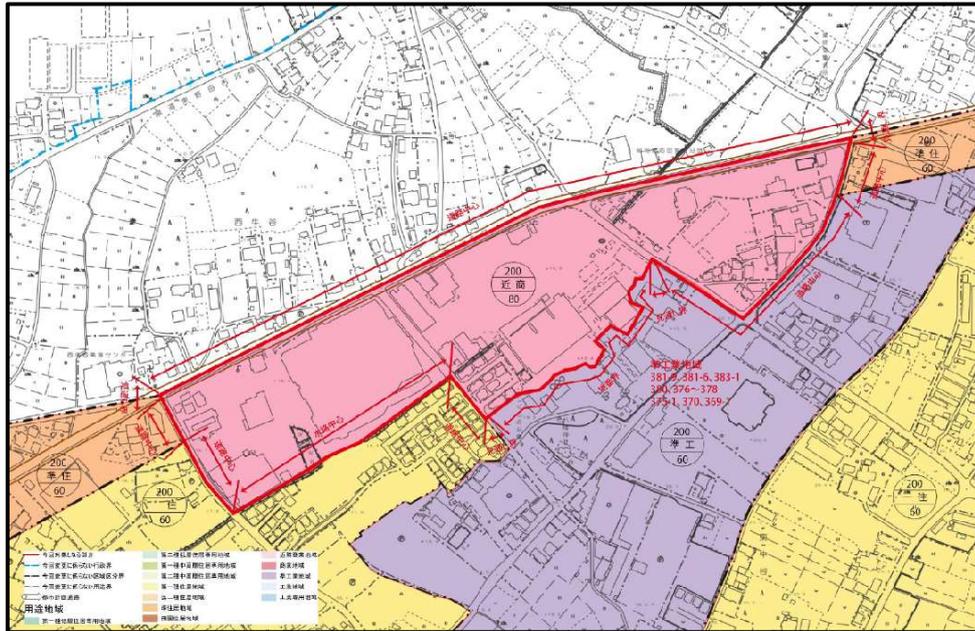


# 牛谷地区 地区計画



|                        |                 |   |
|------------------------|-----------------|---|
| <b>地区名</b>             |                 | 牛谷地区地区計画  |
| <b>位置</b>              |                 | 古河市西牛谷字大塚、字塩柄、字上手、字中ノ前、字杉ノ下、字中ノ北浦、字中の各一部<br>古河市東牛谷字塚越、字新田の各一部   |
| <b>面積</b>              |                 | 約 9.8ha   |
| <b>区域の整備・開発及び保全の方針</b> | <b>地区計画の目標</b>  | <p>本地区は JR 古河駅から東に約 3 km に位置し、古河市都市計画マスタープランにおいて、商業業務系市街地エリアに位置づけられている国道 125 号沿道に位置する商業拠点である。</p> <p>また、国道 125 号沿道の商業拠点としての土地利用を推進する目的で、用途地域を近隣商業地域に指定しているが、小学校といった文教施設も近傍に立地していることから、風俗営業施設等の立地を地区計画にて規制することで、周辺の土地利用との調和を目指す。</p>   |
|                        | <b>土地利用の方針</b>  | 国道 125 号沿道への商業・業務施設の誘導を図り、合理的かつ健全な土地利用の誘導を図る。   |
|                        | <b>建築物等の方針</b>  | 総和地区の中心的商業施設の立地箇所であり、大規模な商業・業務施設の立地を誘導する。   |
| <b>地区整備計画</b>          | <b>建築に関する事項</b> | <p>用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、ホテル又は旅館</li> <li>2、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる風俗営業、第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業及び第 9 項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び第 11 項に掲げる特定遊興飲食店営業の用に供する建築物。</li> <li>3、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場、勝舟投票券発売所</li> <li>4、畜舎（動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。）</li> </ol> |